

静岡県 I C T 普及啓発活動推進制度実施要領

(目的)

第 1 条 この要領は、県が発注する建設工事において、建設業者間での I C T 活用の普及啓発活動の取組を推進することを目的とし、「静岡県普及啓発活動推進制度」(通称「I C T マイレージプログラム」)の実施に必要な事項を定めるものである。

(対象者)

第 2 条 本制度は、静岡県建設工事入札参加資格を持つ者を対象とする。

(報告対象)

第 3 条 以下の要件を満たす活動を報告の対象とする。

(1) 対象工事

静岡県交通基盤部・経済産業部が発注する建設工事で、I C T 活用工事として実施する工事または遠隔臨場を実施する工事。

(2) 対象とする作業

以下のいずれかの作業を対象とする。

- ア 起工測量や 3 次元設計データ作成、出来形計測、出来形管理資料作成における現場作業やデータ処理
- イ I C T 建設機械による施工における機材のセットアップや現場作業
- ウ モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会及び段階確認の機器等のセットアップや現場作業

(3) 対象とする活動

以下のいずれかの活動を対象とする。

- ア 報告の対象者(以下、自社)が受注した対象工事における下請業者を除く自社以外の対象者(以下、他社)の職員に対する臨場や見学等における研修・講習で以下の要件を満たすもの
 - ・参加人数が 3 名以上
 - ・開催所要時間が 1 時間以上
- イ 他社が受注した対象工事における他社に対する技術的な相談への対応等の自社による指導や支援(1 工事につき 1 件として取り扱う)

(4) 回数に関する規定

対象工事 1 件につき、報告は 1 件までとする。

(報告書の作成)

第 4 条 前条の登録を受けようとする者は、「I C T マイレージプログラム活動報告書」(様式第 1 号または様式第 2 号)(以下、報告書)を作成し、対象工事の受注者が対象工事の監督員の確認を受けるものとする。

(登録)

第5条 報告書は、静岡県交通基盤部総合評価落札方式による入札の事前審査登録実施要領に基づく事前審査登録の申請書の添付書類として提出することで、登録を行うものとする。

(登録の取消)

第6条 県は、前条に規定する申請に虚偽が判明した場合には、登録の取消を行うものとする。

(登録の用途)

第7条 登録内容は、交通基盤部所管の総合評価落札方式による工事の入札における評価、及び、静岡県交通基盤部等優良工事表彰等に用いる。

附則

- 1 この要領は、令和元年9月6日から施行する。
なお、報告の対象とする活動は、平成31年4月1日以降に実施したものとし、施行日以降に報告書を作成することで、報告の対象とする。
- 2 この要領は、令和2年9月14日に一部改正し、令和2年10月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和3年3月15日に一部改正し、令和3年4月1日から施行する。